

丸亀中府モール

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸亀中府モール

丸亀市中府町1丁目5番地1ほか

2 留意事項

(1) 来客者が相当見込まれる場合には、来客車両の入出庫による周辺交通への影響を最小限にとどめるよう交通誘導員を配置するなど十分配慮すること。

(2) 駐車場の運営に当たっては、届出書記載事項を遵守し、夜間の従業員車両及び荷さばき車両等による騒音の低減に十分配慮すること。

(3) 住居者が多い地域であるため、騒音、照明、臭気対策について特に配慮し、生活環境の保全に関する苦情や要望が寄せられた場合には、誠実に対応すること。

(4) 大規模小売店舗立地法に係る手続きについて、遅滞なく適正に行うこと。